

# 社会福祉法人 愛育会 定款

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して、総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

- (1) 第一種社会福祉事業
  - (イ) 障害者支援施設の経営
- (2) 第二種社会福祉事業
  - (イ) 障害福祉サービス事業の経営
  - (ロ) 相談支援事業の経営
  - (ハ) 地域活動支援センターの経営

### (名称)

第2条 この法人は、社会福祉法人愛育会という。

### (経営の原則等)

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

2 この法人は、地域社会に貢献する取組として、地域の障がいのある人、経済的に困窮する人等を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

### (事務所の所在地)

第4条 この法人の事務所を徳島県板野郡松茂町笹木野字八北開拓236番地1に置く。

## 第2章 評議員

### (評議員の定数)

第5条 この法人に、評議員7名以上10名以内を置く。

### (評議員の選任及び解任)

第6条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

- 2 評議員選任・解任委員会は、監事1名、事務局員1名、外部委員2名の合計4名で構成する。
- 3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。
- 4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
- 5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。

(評議員の任期)

第7条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第5条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第8条 評議員に対して、各年度の一人あたりの総額が10万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

### 第3章 評議員会

(構成)

第9条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

2 評議員会に議長をおき、議長はその都度評議員の互選とする。

(権限)

第10条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準
- (4) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分
- (8) 社会福祉充実計画の承認
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第11条 評議員会は、定時評議員会として毎年度6月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第12条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

#### (決議)

第13条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) その他の法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第15条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

- 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることのできるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

#### (議事録)

第14条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名が記名押印する。

### 第4章 役員及び職員

#### (役員の数)

第15条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事 6名以上9名以内
  - (2) 監事 2名
- 2 理事のうち1名を理事長、2名以内を常務理事とする。
  - 3 理事長以外の理事の内、常務理事をもって、社会福祉法第45条の16第2項第2号の業務執行理事とする。

#### (役員を選任)

第16条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

#### (理事の職務及び権限)

第17条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 3 理事長及び常務理事は、毎会計年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の

状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第18条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。  
2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員任期)

第19条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。  
2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。  
3 理事又は監事は、第15条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第20条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第21条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(職員)

第22条 この法人に職員を置く。  
2 この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会において、選任及び解任する。  
3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

## 第5章 理事会

(構成)

第23条 理事会は全ての理事をもって構成する。

(権限)

第24条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第25条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第26条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることのできるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第27条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 当該理事会に出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第6章 資産及び会計

(資産の区分)

第28条 この法人の資産は、これを分けて基本財産とその他財産及び公益事業用財産の3種とする。

2 基本財産は、別表「基本財産一覧表」に掲げる財産をもって構成する。

3 その他財産は、基本財産及び公益事業用財産以外の財産とする。

4 公益事業用財産は、第36条に掲げる公益を目的とする事業の用に供する財産とする。

5 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

(基本財産の処分)

第29条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、徳島県知事の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、徳島県知事の承認は必要としない。

(1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合

(2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

(資産の管理)

第30条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

(事業計画及び収支予算)

第31条 この法人の事業計画書及び、収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様と

する。

2 前項の書類については、事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

#### (事業報告及び決算)

第32条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)
- (5) 貸借対照表及び収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を事務所に備え置き一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 事業の概要等を記載した書類

#### (会計年度)

第33条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

#### (会計処理の基準)

第34条 この法人の会計に関しては、法令及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

#### (臨機の措置)

第35条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意がなければならない。

## 第7章 公益を目的とする事業

#### (種別)

第36条 この法人は、社会福祉法第26条の規定により、利用者が個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。

- (1) 障害者就業・生活支援センターの事業
- (2) 障害者職業訓練事業

2 前項の事業運営に関する事項については、理事総数の3分の2以上の同意を得なければならない。

(剰余金の処分)

第37条 前条の規定によって行う事業から生じた剰余金は、この法人の行う社会福祉事業又は公益事業（社会福祉法施行令（昭和23年政令第185号）第13条及び平成14年厚生労働省告示第283号に掲げるものに限る。）に充てるものとする。

## 第8章 解散

(解散)

第38条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散理由により解散する。

(残余財産の帰属)

第39条 解散(合併又は破産による解散を除く。)した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人のうちから選出されたものに帰属する。

## 第9章 定款の変更

(定款の変更)

第40条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、徳島県知事の認可（社会福祉法第45条の36第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を徳島県知事に届け出なければならない。

## 第10章 公告の方法その他

(公告の方法)

第41条 この法人の公告は、社会福祉法人愛育会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第42条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

## 附 則

1 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員を選任を行うものとする。

理事長	船越逸平
理事	川端正雄
〃	山口一雄
〃	武市恭信
〃	今泉恭二郎

// 割 石 ツルノ  
 // 柏 原 大五郎  
 // 鹿 島 久 雄  
 // 多智花 寛  
 // 原 田 義 明  
 // 東 条 種 夫  
 // 山 口 卓 三  
 // 角 谷 次 郎  
 // 井 上 晋 方  
 // 坂 田 建 蔵  
 // 鹿 子 普  
 監 事 吉 村 治 道  
 // 石 井 義 晴

2 この定款は、徳島県知事から認可された日から施行する。

昭和39年 4月 1日一部改正  
 昭和40年 3月22日一部改正  
 昭和41年12月20日一部改正  
 昭和45年10月 2日一部改正  
 昭和48年 7月 9日一部改正  
 昭和52年11月 8日一部改正  
 昭和59年 4月 1日一部改正 (厚生省収児第447号 昭和60年7月2日)  
 昭和60年 5月29日一部改正 (厚生省収児第538号 昭和60年9月20日)  
 昭和61年 5月30日一部改正  
 昭和63年 3月25日一部改正  
 平成 元年 3月29日一部改正 (徳島県指令障第106号 平成2年3月16日)  
 平成 2年 3月27日一部改正 (徳島県指令障第570号 平成2年10月3日)  
 平成 3年 3月28日一部改正  
 平成 3年 9月27日一部改正 (徳島県指令障第106号 平成4年1月10日)  
 平成 5年12月16日一部改正 (徳島県指令障第48号 平成6年2月1日)  
 平成 9年 1月22日一部改正 (徳島県指令障第174号 平成9年3月31日)  
 平成 9年 8月28日一部改正 (徳島県指令障第555号 平成9年10月2日)  
 平成11年 3月30日一部改正 (徳島県指令障第259号 平成11年3月31日)  
 平成13年 3月22日一部改正 (徳島県指令障第3144号 平成13年4月16日)  
 平成13年 9月 4日一部改正 (徳島県指令障第3383号 平成13年10月1日)  
 平成14年 5月27日一部改正 (徳島県指令障第3092号 平成14年6月24日)  
 平成14年11月14日一部改正 (徳島県指令障第3378号 平成15年2月10日)  
 平成15年 3月25日一部改正 (徳島県指令障第3082号 平成15年6月24日)  
 平成16年 3月29日一部改正 (徳島県指令障第3001号 平成16年4月1日)  
 平成16年 7月20日一部改正 (徳島県指令障第3141号 平成16年8月2日)  
 平成16年12月 9日一部改正 (徳島県指令障第1865号 平成17年3月1日)  
 平成17年12月20日一部改正 (徳島県指令障第2138号 平成18年2月22日)  
 平成18年 7月30日一部改正 (徳島県指令障第657号 平成18年8月9日)



平成18年12月21日一部改正（徳島県指令障第1483号 平成19年2月5日）  
平成19年 3月26日一部改正（徳島県指令障第12号 平成19年4月1日）  
平成21年 3月26日一部改正（徳島県指令障第3005号 平成21年4月17日）  
平成23年 4月 1日一部改正（徳島県指令障第104020号 平成23年3月7日）  
平成24年 4月 1日一部改正（徳島県指令障第4014号 平成24年4月1日）  
平成24年 8月 2日一部改正（徳島県指令障第4058号 平成24年8月17日）  
平成27年 3月24日一部改正（徳島県指令障第4005号 平成27年4月22日）  
平成28年12月13日一部改正（徳島県指令障第4080号 平成29年1月30日）  
この定款は、平成29年4月1日から施行する。

附則（令和元年 6月26日第3号議案）

令和元年6月26日一部改正（障福第332号 令和元年7月31日受理）

附則（令和2年6月23日第3号議案）

令和2年6月23日一部改正（障福第316号 令和2年7月31日受理）

令和5年6月20日一部改正（徳島県指令障第4039号 令和5年6月29日）

## 別表

## 基本財産一覧表

	所在地	種類	構造	床面積(m <sup>2</sup> )	用途
建 物	板野郡松茂町笹木野字八北開拓 236番地の1	養護所	鉄筋コンクリート造 鋼板葺 三階建	5,701.64	吉野川育成園
		養護所	鉄筋コンクリート造 鋼板葺 二階建	558.66	吉野川育成園
		作業場	鉄骨造 陸屋根 三階建	439.3	吉野川育成園
	板野郡松茂町笹木野字八北開拓 329番地の1・298番地	養護所	鉄筋コンクリート造 鋼板葺 二階建	815.12	吉野川育成園 300.8 おりなす(なごみ) 514.32
		食 堂	鉄筋コンクリート造 鋼板葺 平屋建	68.88	おりなす(なごみ)
	板野郡松茂町笹木野字八北開拓 298番地, 329番地の1, 297番地	作業所 店舗	鉄骨造 合金メッキ鋼板葺 平屋建	96.25	おりなす(なごみ)
	板野郡松茂町満穂字満穂開拓 50番地1	管理 寮舎棟	鉄筋コンクリート造 陸屋根 二階建	492.20	おりなす(愛育会地域生活総 合支援センター)
		洗濯 車庫棟	軽量鉄骨造 スレート葺 二階建	107.34	おりなす(愛育会地域生活総 合支援センター)
	板野郡松茂町満穂字満穂開拓 50番地5	集会所 寄宿舎	鉄骨造 鋼板葺 三階建	249.98	おりなす(愛育会地域生活総 合支援センター)
	合 計				8,529.37
土 地	土地の表示	地 目		面積(m <sup>2</sup> )	用途
	板野郡松茂町満穂字満穂開拓 79番地3	宅 地		2.25	おりなす(愛育会地域生活総 合支援センター) 進入路
	板野郡松茂町笹木野字八北開拓 231番, 232番3	雑種地		1,483.87	吉野川育成園
	板野郡松茂町笹木野字八北開拓 291番	雑種地		491	吉野川育成園
	合 計				1,977.12